

## 【民暴委員会の活動の実態について】

1 私は、平成29年6月から民事介入暴力対策委員会の事務局長を務め、令和元年5月31日を以て、2年の任期を終えました。これまでの民暴弁護士だよりでは、民暴事件の中身や対応方法、具体的な活動について紹介してきましたが、今回は、もう少し砕けた形で、民暴委員会の活動の実態について、事務局長を2年務めた立場からご紹介したいと思います。



荒生 祐樹 弁護士

2 民暴委員会は、埼玉弁護士会に数ある委員会の一つで、委員長1名、事務局長1名、副委員長1名（年によって、副委員長2名のときもあります）の執行部により成り立ちます。関東近県の他の民暴委員会では、「事務局長」とい

いう名称の役職はなく、委員長、副委員長のみです（副委員長を数名置き、埼玉での事務局長の役割を担っています）。何年か前、当委員会でも、事務局長の名称を廃止して、副委員長を数名置いて代えることではどうか、という意見が出たことがありましたが、埼玉では「事務局長」の名称が定着している、という理由で廃止には至らず、現在まで名称が残っています。

3 委員長は、その名のとおり民暴委員会全体を統括する役割であり、全体の意見集約や意思決定などを行います。事務局長は、主に対外的な折衝を任せられ、具体的には、暴追センター、埼玉県警、埼玉弁護士会、関東弁護士連合会などとやり取りし、行事の日程調整などを行います。また、民暴委員会内での意見集約なども行います。副委員長は、主に委員会内での対内的な折衝を行う役割であり、委員相互間の懇親を目的とした懇親会、委員会合宿、民暴大会の前夜懇親会の手配などに従事します。

いずれの役職も任期は2年です。他県では、委員長の任期に定めがないケースもあり、例えば、10年以上も委員長を務められ、強力なリーダーシップを発揮している、という県も中にはあります。

4 埼玉弁護士会の委員会は、年度の始まりを6月としています。民暴委員会も例外ではありません。なぜ6月なのか？という点については、理由があるのかもしれませんが、少なくとも私はわかりません。ちなみに、弁護士会の始まりは4月ですので、なぜ、委員会だけ6月なのだろう、という謎はあります（理由があるのだとは思いますが、リサーチ不足です、恐縮です）。

5 さて、平成29年6月に私が事務局長になってから、どういった活動をしてきたのか、紹介します。まず、月1回の委員会です。1年のスケジュールは大体年度の始まりに決めるのですが、委員会は、月の第2、3週の水木あたりに、弁護士会館で開催

されることが多いです。委員会では、民暴事件の経過報告、講習や研修の派遣報告（講師を担当したことによる感想など）、関東弁護士連合会や日本弁護士連合会の民暴委員会の報告などを受けます（関弁連や日弁連の民暴委員会については、また別途紹介します）。委員会は、1時間から1時間半程度で終了し、懇親会に移ります。懇親会は、大体15名前後は参加しており、司法修習生も参加できますので、修習生が参加すると、参加者が20名を超えるときもあります。場所は、浦和駅付近の居酒屋かイタリアンです。懇親会では、ベテランから若手まで、民暴以外の話題も含め、日頃の弁護士業務の悩みやプライベートな話題で盛り上がります。

- 6 毎年6月から7月にかけては、この暴追通信でも何度か紹介させて頂いている、民暴全国大会が開催されます。平成29年は7月に金沢、30年は6月に京都で開催され、多数の民暴委員が参加しました。

9月には、民暴委員会での合宿が開催されます。例年1泊2日の日程で、日中は研修や勉強会などを行い、夜は懇親会が開催されます。平成29年は静岡県熱海で、30年は福島県の磐梯熱海で、開催されました。

- 7 こういった大きなイベントのほか、日常的な活動として、各種業界団体での研修、不当要求防止責任者講習の講師を担当する、地域の暴排協議会に出席して建設業からの暴排について講演を行うなど、様々な役回りを担っています。事務局長としては、昨年2月、国土交通省関東地方整備局にて、クレームと個人情報保護研修の講師を務めました。また、前回の池上弁護士からの執筆にもありましたが、昨年5月からは、月1回のぼったくり巡回も行っています（現在も継続中です）。

年が明けると、2月に暴追センター、埼玉県警四課との合同で民暴研究会が開催されます。これは、年1回、三者が一堂に会し、その時々トピック、関心事などについて意見交換を行う場となっています。平成29年度は、改正埼玉県暴力団排除条例について、30年度は暴対法における組長訴訟（特に特殊詐欺に関して）について、他県の状況を踏まえながら意見交換を行いました。意見交換の後には、プリムローズ有朋にて懇親会が開催されました。普段は聞けない、弁護士と警察の本音が聞けたりします。民暴研究会が終わると、6月まで大きなイベントはありません。日々の民暴事件に取り組み、講師派遣要請に対応するとともに、各自での研鑽を積む日々となります。

- 8 以上、雑多な内容となりましたが、民暴委員会の活動についてひととおり紹介させて頂きました。そのほかにも、年末の懇親会、元委員長宅での特別委員会、寸劇披露、書籍執筆 etc.....民暴委員会の活動としては、挙げればきりがありませんが、それだけ多彩な活動を行っている委員会ということでもあります。具体的な活動内容については、これまでの暴追通信をご参照頂ければと思います。

さて、暴追通信の執筆も、民暴委員全体としては一通り一巡しました（実は、私は、2度目の執筆です）。今回は若干砕けた形でのご報告となりましたが、二巡目を迎えるということで、今後もより皆様にとって有益な情報をお伝えできればと思っております。

これからも、どうぞ宜しくお願い致します。

寄稿者

さいたま市浦和区高砂2丁目6番4号 第2島田屋ビルディング3階

さいたまシティ法律事務所 ☎ 048-799-2006 FAX 048-799-2016

埼玉弁護士会 民事介入暴力対策委員会

荒生祐樹 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.124」から編集したものです。